

京都市消防局告示第2号

平成2年3月28日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第59条の規定に基づく消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定）の一部を次のように改めます。

令和元年6月11日

京都市消防局長 山内 博貴

題名及び制定文中「生ずる」を「生じる」に改める。

制定文中「平成29年4月1日」を「令和元年6月11日」に、「指定し、平成2年5月23日をもって昭和55年10月16日京都市消防局告示第9号（京都市火災予防条例第59条の規定に基づく消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定）は、廃止します。」を「指定します。」に改める。

第3項を削り、第4項を第3項とする。

(消防局予防部指導課)